

「反省的均衡」に関する基礎的考察

高 橋 隆 雄

はじめに

昨年の『文学部論叢』第62号で、私は「現代の日本におけるミルの原理の受容状況－意識調査に基づいて現状と将来を考える」というテーマで、現代の日本におけるミルの原理の受容状況とその問題点を考察した。その論文で試みたのは意識調査に基づく倫理学的考察であり、これまでの倫理学的思考のスタイルとはかなり異なるものであった。^(註1) そこでは、今後とも個人が自己決定すべき領域が（どこまでかは確かではないが）増大していくだろうとの予測のもとに、個人による自己決定のあるべき姿を考究してみた。というのは、自己決定の原理とされるミルの原理「他人に危害を加えないかぎり何をしてもよい」は、ミルが当初めざしていたのではない仕方で欧米で受容され、日本でもその傾向がうかがわれるからである。

個人の自己決定が重要視されるのと同様に、現在では社会においても自己決定ということが以前よりも求められているように思われる。現代における科学技術の進展とそれに伴う生活スタイルの変化は、医療や生命科学、情報、そして自然環境や人類の将来にかかる領域において、従来の倫理的原理の適用によるだけでは解決の困難な倫理的諸問題を生起させている。そこでは、これまでの倫理的原理どうしが対立したり、あるいは従来の原理の新しい解釈が求められたり、原理そのものが時代後れになっていて新たな原理が必要とされてたりする。いずれにせよ、多くの領域において社会が自らの倫理的指針を決定していくかなければならない時代が到来していると言ってよいだろう。

個人における自己決定と社会におけるそれとの関係は、簡単に言えば、倫理的規則や法は社会的に決定され、それらの範囲外では個人が自由に自己決定し

ていくということになる。但し、社会的自己決定の結果として、個人の自己決定が大きく制約をうけるという事態もありうる。また、現代は個人の自己決定の領域が増大しつつあるので、倫理的規則や法の領域が減少しているはずであるが、事態はそう単純ではない。例えばゴミについて言えば、近年ではゴミを何種類かに分別することが求められているし、焼却も自由にできなくなってきたているように、今まで自由だったことが規制されるという側面もある。

私の調査によれば、自己についてのイメージは現在のマスコミ報道に大きく影響されている。自己がいかなるものであるかを知ることは自己決定において不可欠な基盤であるが、少なくとも現在この基盤は不確かなものとしてある。昨年の小論でも述べたように、個人による自己決定の望ましい形態はこの他にも多くの事がらを前提している。例えば、(1) 他人に危害を加えないということ、(2) 自分を大事にするということ、(3) 他者との共同や社会的な活動に関心を持つこと、(4) ミルの原理が成人を対象にしていること、そして、これらの事がらをしつけや教育によって自らのものとすることや、それに応じた制度を作ることである。^(註2)

同じように、社会的自己決定にかんしても、種々の問題を考察しなければならない。私が思うには、日本では社会的自己決定が十分な合理的議論によらずに、さまざまな力や感情に大きく影響されてきた。すべてが合理的な討議によって解決すると考えるほど私は合理主義者ではない。しかし、感情や力の働く領域ができるだけ小さくすることが必要であろう。特に、問題が倫理的な場合にはそうである。^(註3)

私は、倫理や政治の領域における社会的自己決定の方法として「反省的均衡（Reflective Equilibrium）」をこの小論でとりあげるが、人々（われわれ）の意識を把握することは、ここでも重要な役割を担っている。その役割は、個人的自己決定の場合よりも重要である。というのは、実証的にあれ、直観的な仕方によるのであれ、人々の道徳意識・価値意識を捉えることは反省的均衡という方法にとって必須の要素だからである。

日本がこれまでたどってきた歴史を振り返ると、日本人はある種の虫（例えば、蝶や蛾にならないイモムシ）のようにして生きてきたように思われる。そ

これは、かなりの速度で進化し続ける虫であり、思想や理論を現実を生き抜くための道具として使うような虫である。この虫には数歩先は見えるが、行き先をはるかに鳥瞰することはできないし、将来の展望を描くことも苦手である。このような虫にも長所や短所がある。長所は現実的な思考ができるることであり、短所のひとつは、合理的な仕方で生き方を決定しがたいことである。反省的均衡の方法は、このような虫に対して、過去を振り返りつつ将来を展望しながら、できるだけ合理的な判断ができるような装置を与えるであろう。それは、いわば触角を補うレーダーの役をするだろう。^(註4)

それではこれから、反省的均衡にかんして基本的な事がらを覚え書き風に考察してみよう。覚え書き風であるので、反省的均衡への批判とその応答は省略することにする。

一、その基本的概念

「反省的均衡」という名称は、J.ロールズの『正義の理論』(A Theory of Justice, 1971 § 4.9) に由来する。このようなものものしい名前で呼ばれるようになったのは20世紀後半であるが、こうした方法自体は独創的なものではなく、社会的な規則を人々の判断や欲求、選好に基づいて決定するというのは誰でも考えつくものであろう。ロールズはこの方法を、正義の理論を開拓するために用いたが、この方法は一般的なものであり、それ以外の広い領域においても使うことができる。

それでは、これはいかなる方法であるのか。簡単に言えば、道徳理論を開拓したり正当化したり、あるいは実際の倫理的諸問題に答えるために、理論・原理と道徳的判断・道徳感覚との間をフィードバックしながら、適切な均衡点を見つけるというものである。

N. ダニエルズや塩野谷祐一氏のまとめを参考にして、反省的均衡という方法の基本的枠組みをもう少し詳しく説明してみよう。^(註5) この方法では大きく分けて三つのレベルが区別される。(A) 人格、社会、道徳の役割、人間性、価値等に関する基礎理論・背景理論。(B) 道徳原理。(C) 道徳的判断。

それらの関係を大ざっぱに述べれば以下のようである。(C) 道徳的判断か

ら（A）基礎理論が導かれ、（A）基礎理論から（B）道徳原理が演繹される。この（B）が（C）（あるいは（C）から帰納的に導かれる原理（B'））に合致すれば、道徳原理として認められる。合致しない場合は、（B）と（A）の修正、そして（C）の修正も考慮しながら均衡点を搜すことになる。（C）が修正可能であるというのは、（C）の判断がいかに熟考されたものであろうとも、不合理さや先入見を排除することは難しいからである。このようにして（A）（B）（C）の間に整合的な関係が成り立つ時に均衡は達せられたことになるという意味で、この方法は整合説的立場をとっている。

ロールズにおいては、（B）正義の二原理（平等な基本的権利・自由。機会の均等と格差原理）の正当化においてそれが用いられる。つまり、各自が自らの能力や家柄、性格等に関してあらかじめ何の知識も持っていない状態、すなわち「無知のペール」をかぶせられた人々が討議する場である原初状態は「公正（fairness）」ということに関するわれわれの共通了解にかなうものであるとされる。そしてその原初状態での熟慮から、それら二原理を演繹的に導き出し、その原理が正義に関して広く共有された道徳的判断（C）と合致することを示す、という仕方で反省的均衡が使われている。ここでは「原初状態」は、人格の意味、公正の意味や道徳の役割に関する基礎理論（A）と原理（B）を媒介する装置としてある。

一般に、反省的均衡という方法においては、理論や原理の構成においてわれわれの道徳的判断や道徳感覚を尊重しつつも、それさえも理論や原理によって修正されうるのであり、理論と経験の両方が重視される。その意味で、いわゆるトップダウン（理論から演繹された原理の適用によって問題を解決する）とボトムアップ（現実の判断や行動から、問題解決にふさわしい原理を発見する）との統合が目指されているといえるだろう。トップダウン（（A）から（B）そして（C）へ）とボトムアップ（（C）から（B）そして（A）へ）とが対立する場合はしばしば生ずる。反省的均衡においては、（C）と（A）とを結ぶことでそうした対立の解消が期待できるのである。

反省的均衡には「狭義」と「広義」の区別がロールズ以来あるが、それは

(A) 基礎理論・背景理論のレベルを考えに入れるか否かの違いである。狹義の場合には (A) は考慮されない。そのため、(B) 道徳原理を (C) 道徳的判断に基づいて構成したり検証したりすることになる。これは、(B) と (C) との不一致が生じた際に (C) に特権的な地位を与えることになりがちである。

なお、(C) は道徳的判断のレベルであるが、このレベルに道徳的以外の諸判断を含める場合もある。これは、さらに広義の反省的均衡といえる。

また、この点とも関連することであるが、(C) のレベルの判断は、ロールズによれば、偏見や先入見のできるだけ少ない「熟考された (considered)」判断であるべきだが、私は、そのような限定は不要であると思う。

熟考された判断とともに、熟考されていない判断も道徳意識の把握においては必要な場合があるからである。特に、意識されない仕方で現れてくる人々の本音を探る時にはそうである。あるいは、人々の思いが明確な言葉にならず感情のレベルにとどまっていて、それを何とか言語化して把握するような場合に、熟考されていない判断は重要な手がかりを与えてくれる。例えば、クローン人間の作製に対する反対の中には、何となく気持ちが悪いとか、ともかく人間のすべきことではない、といった種類のものがあるが、こうした反発がどこから生じてくるのかを考察することは、反対感情を言語化することに役立ち、クローン人間作製への賛否の議論を実りあるものにするだろう。

また、判断や直観を把握するといっても、それは誰の判断や直観だろうか。経験的・実証的な過程をたどらない場合には、一般に共有されていると探究者に思われる判断や直観ということになろうし、実証的な探究をする時でも、調査の対象は専門家に限ることもあれば、一般の人々にまで広げることもある。要するに、ケースバイケースであろう。

私はさらに、判断だけでなく行動傾向や人々を取り巻く社会的・自然的環境の把握も反省的均衡の遂行にとって有用だと考えている。それによって、伝統や日常的な実践の中に埋め込まれた道徳的・非道徳的な意味のネットワークを顕在化することができるだろうからである。そこから価値観や人間観、社会観等が理解されることだろう。これは、いわば最も広義の反省的均衡である。

ここで一言注意をしておくと、反省的均衡は狭義であるべきか広義であるべ

きかという問いは不毛であると私は思う。場合に応じて両方を使い分けねばよいのである。例えば、道徳・倫理の原理と、共有された道徳的判断の両者に関して一応の共通了解があれば、基礎理論のレベルを考慮する必要がないかもしれない。そうでない場合には、広義の枠組みを使用したり、経験的なデータの集積が必要になるだろう。

'Reflective Equilibrium'を私は「反省的均衡」と訳すが、これは「内省的均衡」とも「反照的均衡」とも訳されてきた。ロールズでは、道徳原理と道徳的判断との均衡を個人（哲学者、倫理学者）が反省的・内省的に探究することが主眼であったので「内省」という訳でもよかっただろう。しかし、後述するように、この方法は複数の人の間での討議の方法として、つまり個人的だけでなく個人間的にも用いることができる。その場合は、「内省」の訳では不十分となる。かと言って「反照」という語は日本語としてなじんでいないようと思われる。では、「反映」という訳語はどうだろうか。これでは、一方が他方に映るだけで、双方の反省的運動が軽視されてしまう。そのような事情から、私は「反省的均衡」という訳を使うことにする。但しこれも、「サルでもできる反省」のように受け取られる恐れがあるが。

二. 経験的データの役割

私は反省的方法を実際の倫理的諸問題の解決に有効な指針を与えるものと考えている。冒頭にも述べたように、現在は倫理にかかる多くの領域で社会による自己決定が求められているが、その自己決定の方法として反省的均衡が注目すべきものであると思う。ただし、この方法が本来の力を發揮するためには（C）のレベル、すなわち、道徳的判断、あるいはさらに広範な判断を含むレベルの把握が不可欠である。

ロールズの場合で言えば、彼の導き出した二つの原理は、人種や宗教の違いによる差別は正義に反するという判断や、生まれつきの才能を私的な独占物とみなさない判断、また、フランス革命以来の「自由、平等、友愛」の理念・伝統と合致する、として正当化される。このような仕方が今までの（C）の把握

の典型例であろう。確かに、これ以上に詳しく人々の判断や直観を把握すると、自説と反対の立場の判断も考慮せざるをえず、かえって混乱を招くことになるかもしれない。しかし、話がいかに複雑になろうとも、反省的均衡の方法を十分に機能させることが必要ではないだろうか。特に、正義の原理といった憲法の basic 理念を導出して正当化するのではなく、個々の具体的な倫理的問題を扱う場合には、人々（われわれ）の判断や直観を、それほど複雑でない仕方で捉えることが可能だと思われる。

これまでそうしたことがなされてこなかった理由のうち最大のものは、人々の判断を把握するのにきわめて貧弱な手段しかなかったことであろう。これは、私の経験からも言えることである。私は、平成 8 年度から 3 年間にわたって文部省科学研究費補助金の援助を受けて『アンケート調査に基づく道徳意識の諸相の研究』というテーマで研究をし、その間に、総数で約 6000 名の若者（主として、中・高生）にアンケート調査を実施した。その成果は報告書にまとめたが、その成果の一部が冒頭で紹介した小論である。人々の道徳意識・判断を把握する過程のはじめの段階は調査結果を統計処理することである。この種の作業を何十、何百としてから、道徳意識の一部についてちょっとした見通しがついてくるのである。ところが、この作業をひとつするだけでも、手作業の計算では膨大な時間がかかるてしまう。それらをまとめ、道徳意識の構造の一端を捉え、さらに再調査をしたりしてその仮説を検証するという行程を完了するには、気の遠くなるような時間が必要である。また、電算機センターを利用できただとしても、その、手間ひまは相当なものである。私は、当時熊本大学哲学科の大学院生であった永井弘子さんという有能な助手を得たことと、統計処理のソフトを利用できたお陰で調査を始めてから実質的には 2 年間で報告書を書くことができた。仮に、手作業ではその 50 倍の時間がかかるとすれば（実際には、それ以上に時間がかかると思われる）、私の作成した程度の報告書をまとめるのに 100 年もかかることになる。複数の研究者が共同作業をして時間の短縮を図ったとしても、結果が出る頃には、時代が代わってしまっていて使いものにならないだろう。

人々の直観や判断を捉えることをしてこなかったもうひとつの理由は、倫理

学の領域がきわめて広い範囲にわたるという点にある。生命倫理という領域に限定してみても、脳死や臓器移植、出生前検査と診断、人工妊娠中絶、先端的生殖医療、クローン技術、安楽死、臨床検査・人体実験、遺伝情報の管理、終末期医療等の具体的な諸問題に加えて、パーソン論、権利論、配分的正義の理論、功利主義、インフォームドコンセント、バーナリズムと自己決定、ケアとキュア、科学論・技術論、健康観、死生観、家族観に至るまでの諸領域にかかわることになる。このように範囲が広がると、概念的に考察することはできても、経験的調査によってその考察を裏づけることはきわめて困難といわざるをえない。しかし、反省的均衡においては狭義と広義とを場合に応じて使い分けなければよいよう、私は、調査についても当面の問題解決の指針を得るために個別的なものも必要だが、同時に、広範な領域にまたがるものも必要だと考えている。そのような広範な調査が本当にどれだけ問題の解決に有用な結果をもたらすかは未知数であるが、少なくとも議論の土台となるものは与えてくれるだろう。

そのような理由で、(C) のレベルの把握はこれまで、経験的・実証的方法によるというよりも、他人の著書を含め手元にある資料を基にした探究者個人の直観に依存するものであった。それは、まさに個人の内部での「内省的」均衡の方法であった。こうしたことは、いわゆる応用倫理学の領域一般について言えることであり、これまで人々の道徳意識や価値観の把握はまともになされてこなかった。現実の倫理的諸問題の解決への指針を提示するためにこうした把握が必要であることに関しては、別の論文で述べておいたのでここでは繰り返さない。^(註6)

反省的均衡の問題に話を戻すと、(C) のレベルの人々の判断・選好等の把握は、(B) の倫理的・道徳的原理と (C) あるいは (C) から帰納的に導かれる原理との合致の確認において必須であるが、それとともに、(A) の基礎理論の構成においても不可欠である。具体的に言えば、人々の道徳意識や価値意識、判断の経験的把握を通じて、人々の前提する諸価値の構造や人間観、生命観、社会観、家族観等の理解がなされ、(A) のレベルが捉えられるのであ

る。そして、(A) から (B) の原理が演繹される。

こうしてみると、従来の倫理学の方法との相違がはっきりしてくる。従来は、哲学者や倫理学者が正しいと思った、あるいは何らかの別の前提から導かれた (A) レベルの基礎理論・背景理論から (B) レベルの原理を演繹して、それを実際の倫理的問題に適用してきた。それに対して、反省的均衡の方法においては、(A) (B) の両者に (C) が重要な仕方で関与することになる。(C) は (A) の経験的な根拠としてそれを支えるとともに、(B) の妥当性を問う基盤にもなっている。

ただし、先にも述べたように、(C) も不動のものではなく、(A) (B) によって修正される場合もある。その理由は、まず、先述のように (C) のレベルの判断が熟考されたものであっても、偏見や不合理を伴っているかもしれないからであるが、そのほかにも理由がある。これは、実際に (C) の一端を把握しようとした私のささやかな経験からも言えることであるが、(C) の把握は自然科学におけるデータの把握と同じように、理論負荷的 (theory-laden) な側面をもっており、把握者がいかなる理論的背景をもつか、そしてそれに基づいていかなるしかたでデータを集めるとかに大きく依存している。この種の調査は実験と類似しており、どのような実験を構想するかということと、データをどのように解読するかという点において、解読者の支持する理論的立場が大きく影響するのと同様の事態が、ここでも生じている。それゆえ、(C) は (A) (B) から独立してはいないのである。

ここで簡単に、反省的均衡の方法を私が採用する理由について述べてみよう。そのためには、道徳と実践の関係に言及する必要があるが、これについては、詳しくは別の論文（「道徳と実践」『西日本哲学年報』第4号1996年所収）に書いたので、手短に要点だけを述べることにする。

すぐ上で、従来の多くの倫理学の方法は、哲学者や倫理学者が正しいと思った、あるいは別の前提から導かれる基礎理論・背景理論から道徳原理を導出するものであったと述べた。私の考えでは、哲学者や倫理学者がある理論を正しいと思ったことも、また、別の前提（宗教的ドゲマとか形而上学、伝統的な考

え等）が注目されることも、人々によるさまざまな慣習的な実践によってそれらが支えられているからである。つまり、こうした慣習的な実践が道徳の理論や原理の基盤にあると私は思う。正確には、慣習的な実践と道徳理論や原理とは相互規定の関係にあるが、ともかく、道徳や倫理の理論・原理を人々による実践から独立でそれらを導くもののとして考えることは誤りであると思う。そのようなわけで、(A) (B) レベルの基盤に (C) を考えそれらの循環的な構造に着目する反省的均衡は、倫理学の方法として最適であると思われる。さらには、反省的均衡は道徳的判断や原理の身分とその正当化、また原理間の対立の解消について特定の立場をとっている点で、単に「方法」というだけでなく、「理論」と呼んでもよいだろう。

三．個人内的と個人間的

第一節でも触れておいたように、反省的均衡には個人内的 (intrapersonal) と個人間的 (interpersonal) という二つの種類がある。

あらかじめ誤解を防いでおくと、ここでの「個人内的」の意味するところは、ロールズの例でのように、道徳的判断や基礎理論、原理についての個人の直観や理解にのみ依存して均衡への思考をすることだけではない。第二節で述べたように経験的・実証的な仕方で多くの人々に関してデータを集め、それに基づいて道徳的判断や種々の判断・意識を把握するとしても、反省的均衡への思索が個人（倫理学者、哲学者）によって行われているかぎり、その反省的均衡は個人的なものである。すなわち、多くの人々の判断を捉えることがその思考においては不可決の要素になっていても、反省的均衡を目指しているのが探究者個人であるかぎり、個人内的である。先にも述べたように、ここでの反省的均衡は内省的均衡と呼ぶことができる。

すると、個人間的な意味での反省的均衡の方法とは、複数の個人が反省的均衡を達するために努力している場面を対象とするものであるといえる。それは、典型的には、委員会や審議会、議会といった場での討議を対象とするのにふさわしいものである。こうした討議の場において、各々の議論には、それがある納得できる理論や原理、規則、慣習から引きだされていることと、その説が一

般の社会通念や常識、道徳感覚の少なくともある部分を代表していることが要請されている。この両者のうちの一方が欠けても、有効な議論とはならないはずである。すなわち、本来の意味で有効な議論とは、広義であれ狭義であれ、個人的な内省的均衡の方法にそれなりの仕方で従っているものであると言えるだろう。このような各々の主張は、多くの場合、議長という媒介者を経て妥当な結論へと落ち着いていくことになる。これは、社会的自己決定の具体的な場面であるが、ここには、反省的均衡の別の形態が現れている。

つまり、複数の個人が議論において前提している基礎理論、原理や慣習、社会通念や人々の声等を含みつつ、当面の問題解決をめざしていく過程は、反省的均衡に至る運動とみなせるのである。

しかし、実際には、権力を持っている者、声の大きい者や弁舌巧みな者が主導権を握ることが少なくないし、感情に訴えるような主張が支持されることも多い。また、反省的均衡という目標は妥協にほかならないと批判する人もいるだろう。確かに、合意をめざしつつも、結局は妥協しか得られない場合も多いが、それでも、公共的な議論・審議のモデルとして反省的均衡を位置づけることはできるだろう。

このように、個人間的意味での反省的均衡は、公共的な議論を上述の（A）（B）（C）の間の関係に構造化するという点で有効であると思われる。それは、各自の主張の構造化をするとともに、それら主張から均衡点が見いだされる過程の構造化もすることにより、委員会や審議会での議論の過程の分析・評価に役立つ^(註7)のである。

ただし、委員会や審議会での審議過程においても、当該の件に関して判断や直観が共有されている場合と、そうでない場合とでは反省的均衡のあり方も大きく異なるものとなる。それらが共有されていない時には、議論の背景となる理論の相違が前面に出てくることがある。こうなると審議は停止するか強引な仕方で結論をだすことになりがちである。いわゆる「神々の闘い」に直接関与することは、一般に委員会や議会の場にはふさわしくないといえるだろう。

四. 反省的均衡の適用例

ここまで、簡単にではあるが反省的均衡という方法の骨子を紹介してきた。この方法の詳細な記述は、方法をいかなる状況に適用するかによって異なってくる。それは、この方法に狭義と広義があること、その広義の中にも段階があることや、経験的なデータを必要としたりしなかったりすること、個人内的と個人間的の区別があることについてのこれまでの説明からも理解されるだろう。また、それ以外の事についてもこの方法は種々のバリエーションを持っているが、それらも実例にあたることで明らかになってくる。

すなわち、反省的均衡という方法がいかなるものであるかは実際への適用例によって更に明確になるといえる。そこで、概念的にではなく「覚え書き風」に叙述するこの小論では、そうした事例のいくつかについてもさらりとではあるが言及してみたい。

例1. 牛の帝王切開（狭義の反省的均衡）^{〔註8〕}

できるだけ体重の重い食用牛を生ませるために、オランダでは日常的に帝王切開が行われている。獣医たちは、こうした手術は親牛や子牛の命を救うためでなければ道徳的によくないと直観的に考えている。この直観をどのように評価すべきだろうか。

このケースで用いられる原理として、次の三つが挙げられる。（1）他者に危害を加えない。（2）（動物や所有者の）利益を考慮する。（3）動物の統合性（integrity）を尊重する。ここでのケースに特有な原理である「動物の統合性」とは、動物が独立して生存できる能力、完全性、種に特有のバランスのことであるとされる。これらの原理は、牛の帝王切開の道徳的是非に関して対立を生じさせるが、ここでの対立は共有されると思われる道徳的直観によって解消させられる。

まず、（1）に関連する事態として、手術が牛にもたらす不快、死や感染症等のリスクが挙げられる。これらは（2）の動物の側での不利益にも対応する。（3）に関連する事態としては、もはやその牛は自然な仕方で子を生めないの

で統合性を損なっていることが挙げられる。

そして、これらのマイナスは（2）の農場主の得る利益を上回っているという判断・直観によって、そのような手術は道徳的に認められないと結論づけられ、獣医たちの直観は正当化される。

ここでは、われわれが日常的に道徳的思考を行う時にしているのと類似の推論が体系化されているといえる。ここで結論に至るのに決定的なことは、手術によるマイナスは農場主の利益よりも重いという直観的な判断が共有されている（と探究者がみなしている）ことだと思われる。このような時には、原理間の対立は直観や判断レベルで調停され、基礎理論や背景理論への訴えは不要である。すなわち、こうしたケースでは狭義の反省的均衡で対応できるだろう。

例2. 新生児殺し（広義の反省的均衡^{注2)}）

ある新生児（リンダと名づけられた）が病院の玄関に捨てられていたとしよう。親からのメッセージはなかった。つまり、リンダは完全に孤児であり、彼女のことを気づかう身寄りはいない。間もなく、リンダは重度の精神遅滞であり、しかも當時身体的苦痛を伴う状態であることが判明した。二人の人物がここで関係してくる。一人は病棟のヘッドであり、彼は院長から病院の経営改善を頼まれた経済の専門家である。もう一人は、リンダの世話を任せられた看護婦。二人ともリンダに接触するが、各自は異なる考えを持つに至る。考え方の相違を、道徳原理と道徳的判断を擧げることによって明示すると以下のようになる。

病棟のヘッドの考えを簡略にすれば次のようである。（原理）われわれは、医療資源の最適な分配という観点から、当人にとって、また他者にとっても価値のない人間の命を縮めるべきである。（判断）よって、リンダは安楽死されるべきである。

他方、看護婦の考えはこうである。（原理）人間の生命の尊さは絶対である。（判断）よって、リンダは世話をされ保護されるべきである。

両者のこうした不一致を解消するような法律や判例や共有された直観がない場合には、それに個人的な反省的均衡の立場から対処するには、彼らの判断や原理の理論的背景を探究者が吟味する必要がある。この場合多くの理論が関

係しうるが、単純化すれば、ヘッドは功利主義を、看護婦は生命の神聖さという主義（Sanctity of Life Doctrine）を背景に持っている。生命の神聖さという主義のさらなる背景として、カント主義とキリスト教的立場が考えられる。（ただし、カント主義では「リンダを目的として扱う」とこととリンダを安楽死させることが両立する可能性がある。）

均衡に近づけるために、背景理論のレベルでも考察をしていく必要があるが、これはなかなか大変なことである。私は、理論についての概念上の論議とともに、人々の判断や意識の調査をすることがここでは有効であると考えている。これは、第一節で述べたように、基礎理論・背景理論を判断・選好・傾向性から経験的に構成することであり、反省的均衡の方法にもかなっている。

それでも決着がつかず均衡が得られない場合があるだろう。その時には、社会的レベルでの決断が必要とされるのではないだろうか。先にも述べたように、反省的均衡の考えは、決断や決定の際にできるだけ感情や力といった非合理な要素が介入しないことをめざしてはいても、決してひとつの解答が機械的に出ることを理想としてはいないのである。

なお、ここでは社会的な決定が問われていることに注意すべきである。病棟のヘッドや看護婦が直面している問題（リンダの生死）は、彼らの個人的な決定に任されている事がらではなく、社会的な合意や決断によって決定されるべき内容を含んでいるからである。こうした状況においては、反省的均衡の方法が有効となるのである。

例3. クローン小委員会での審議（個人間的均衡）

科学技術会議のクローン小委員会では98年2月から5回にわたってヒト・クローン作製に関する議論を行い、98年6月に中間報告を出し、広く一般からの意見を求めた。それを踏まえて、以後はヒト・クローン作製を禁止するのにふさわしいのは法律かガイドラインか、また規制はどの範囲まで及ぶべきかについて議論がなされた。各委員はそれぞれの立場から多彩な議論を展開したが、ここでは審議が全体としてどのような構造を持っていたかを中心に、かなり単純化した形で述べてみよう。

委員会のメンバーには共有されている判断・直観が存在している。それは、ヒト・クローンを作ることは、安全面で大きな問題をかかえているし、また、直観的に言って、不安感をもたらすし、少なくとも現在の状況下では道徳的に許されない行為であるというものである。また、ヒト・クローン作製を規制することはグローバルな問題であるということも共通の前提としてある。

それゆえ、審議はヒト・クローンをめぐる技術の現状の確認から始め、委員に共有されている判断が各国の対応と一致していることを確かめ、そうした判断に見合う基礎理論を捜す作業に向かう。さまざまな基礎理論（人間の尊厳、家族観、人間の同一性、医療の根本としての治療等に関わる理論）が検討される。結局、人間の尊厳に関する理論が最適とされ、「人間の尊厳を損なうことはずべきでない」という原理が導かれることになる。規制を正当化する原理を探求するこの検討過程において、委員会の設置の目的や他の委員会との関係も考慮される。すなわち、ここではヒト・クローン作製を規制するのであって、既に認可されている先端的な生殖医療技術の規制にもつながるような規制理由を持ちださないといったこと等が考慮されるのである。

いくつかの理由からヒト・クローンを作ることはこの原理に抵触するゆえに、それは道徳的・倫理的に許されない。ここから、ヒト・クローン作製は少なくとも当面は禁止されるべきという結論が得られる。そして、この結論は初めの共有化された判断・直観とも合致している。さらに、インターネット上で中間報告に対する意見を募ることで、そのことを広く国民の意見を求めて確認するという手続きがとられる。ただし、国民の意見を反映するような聴取が首尾よくできたかどうかに関しては疑問である。

こうした過程においては、多くの審議会がそうであるように基礎理論や価値観の問題には深入りをしない。「人間の尊厳」の内容の一部として、人間を単に手段として扱ってはいけないというカントの定言命法が採用されるが、カントへの言及はないし、その意味することに関しての立ち入った検討はされない。基礎理論どうしの関係の考察や、そこから原理を導出する際の問題点を考えること、基礎理論や価値観を実際のデータから導くこと等は、倫理学者の仕事なのである。あるいは、そうしたことは、哲学や倫理学を専門とする者を中心と

した大規模な共同研究の課題であるともいえるだろう。^{〔註10〕}

註

- (註1) 私は、「倫理」と「道徳」とをここでは区別しないで使う。それは、両者の原義が「慣習的な実践」にあり、この慣習的な実践を私は道徳や倫理の基盤に考えているからである。
- (註2) 望ましい自己決定の条件として、これに加えて、「個別的な生や状況に配慮する」ということが必要だと私は考えている。例えば、出生前診断の結果として障害があると判明した胎児を中絶することが障害者への否定につながる、という批判がなされるが、個別的な状況への十分な配慮の結果としてそれが選択されるのならば、そのような批判に対して少しばかりは答えられると思われる。自己決定はルーティン化してはいけないのである。ただし、この条件は(2)の「自分を大事にする」と連動している。というのは、個別の状況への配慮への源泉として「自己への配慮・关心(Sorge care)」があると考えられるからである。さらに、私は、自己への配慮・关心の核心には受苦の経験があると考えている。このことについては、稿をあらためて論ずることにする。
- (註3) B. ウィリアムズは、反省的均衡を用いるロールズのモデルは、リベラルであり合理主義的であると言う。B.Williams, *Ethics and the Limits of Philosophy*, Fontana Press, 1987, chp.6。(森際康友訳『生き方について哲学は何が言えるか』産業図書。)私の考えを明らかにする意味でも、これには少しこメントしておく必要がある。まず、反省的均衡は伝統や慣習を吟味するが、それらから個人が自由になるべきであるという意味でのリベラルに荷担するわけではない。また、私の考えでは、伝統や慣習が本来の機能を持っているところでは、反省的均衡の方法を使う必要もない。そして、使わなければならぬ場合でも、倫理的・道徳的対立の解決をめざしているとはいえ、その方法は解決の決定手続きとしてあるわけではなく、最終的には社会(あるいはその代表である議会、審議会等)が責任を持って決断しなければならないという場合が多いだろう。
- (註4) 道徳原理と判断・実践についての私の考えは、その意味で日本思想と関連を持っている。このことは次の箇所でも触れておいた。「アンケート調査に基づく道徳意識の諸相の研究」(文部省科学研究費補助金研究成果報告書)1999年3月、第2章第6節。
- (註5) 反省的均衡に関するN. ダニエルズの論文はまとめて N.Daniels, *Justice and Justification: Reflective Equilibrium in Theory and Practice*, Cambridge UP, 1994に収められている。また、塩野谷祐一「価値理念の構造—効用と権利—」東洋経済新報社、1984年。
- (註6) 「ヒト・クローリー作製をめぐる倫理的諸問題」(高橋隆雄編著『遺伝子の時代の倫理』九州大学出版会、1999年所収)を参照。
- (註7) 個人間的均衡は、委員会での発言や審議の過程を構造化し評価することが中心であるが、反省的均衡の図式を用いて、委員会での結論を(C)の人々の道徳的判断や意識・行動傾向でもって検討することも考えられる。こうした批判的検討は、審議されるべき内容が例えば国家の基本原理のような抽象的・包括的な原理であれば、とどまることなく続いているだろう。ここでは、個人間的と個人内的反省的均衡とが連動していると言える。また、個人間的反省的均衡と、いわゆる「討議倫理学」の関係については、いずれ稿を改めて論じてみたい。
- (註8) 詳しくは次の論文を参照。B.Rutgers, "The Use of the Reflective Equilibrium

method in Normative Veterinary Ethics", in W.van der Burg, T. van Willigenburg(eds.), *Reflective Equilibrium; Essays in Honour of Robert Heeger*, Kluwer Academic Publishers, Netherlands, 1998.

(註9) 前註に挙げた論文集所収の次の論文中の例を簡略化してある。G.Collste, "Infanticide in Reflective Equilibrium".

(註10) 私は、このヒト・クローン作製の是非の問題に関して、これと現在の人工的な生殖医療との関係を問う必要があるという主張をしたことがある（（註6）で挙げた論文を参照）。ヒト・クローン作製への賛成論の最も強力な論拠は、それと人工的な生殖医療（他人の精子や卵子の使用、代理母等に代表される）とが、人間の尊厳の侵害に関して同様の影響を与えているのであれば、一方を認めておいて他方を禁止するのは不合理だというものである。この問い合わせに対する決着は概念上の考察ではつけることができず、大規模な調査を必要とするだろう。